


〈郵便番号〉  
 〈住所〉  
 〈事務所名〉  
 〈代表者名〉 様  
 〈御担当〉 様

【JIA建築家賠償責任保険取扱代理店】  
**株式会社 建築家会館**  
 【引受保険会社】  
 **損害保険ジャパン日本興亜株式会社**

## JIA建築家賠償責任保険オプションプランのご紹介

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
 今回「JIA建築家賠償責任保険(建築家特約条項セット賠償責任保険)」のオプションプランをご案内申し上げます。  
 この機会にオプションプランへのご加入をご検討くださいますようお願い申し上げます。 敬具

### おすすめ① 「構造基準未達」オプションプラン (構造基準に関する追加条項)

構造設計等の業務ミスで、建築基準法20条に規定する「1、2、3号建築物」について、建築基準法20条に規定する「構造基準」を満たさないために、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

**どんなとき?** 構造計算ミスにより、鉄筋の本数が本来10本必要であったところを、4本しか設定せず不足した(建築基準法20条の基準値を満たしていない)ため、補強工事を実施した。(ただし、不足していた鉄筋の費用(6本分)については、当初から正しい設計をした場合に必要で、法律上設計事務所が負担すべき賠償にはなりません。)

**CHECK** 「構造基準未達」オプションプランの対象事故は毎年発生しており、一事故あたりの賠償金額は**非常に高額**なものとなっております。  
 「構造基準未達」オプションプランの対象事故は、過去のお支払事例で**2,000万円超**の保険金をお支払いしている事例もございます。

### おすすめ② 「建築基準法等未達」オプションプラン (建築基準関係法令に関する追加条項)

設計等の業務ミスで、建築基準法および所定の建築基準関係法令に定める基準を満たさないために、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

**どんなとき?** ■駐車場の設計において、設計ミスにより駐車場法に規定されている高さの制限に抵触したため、改修が必要となった。(駐車場法に違反)  
 ■非常用照明を設置すべき場所に、一般照明を設置してしまった。(建築基準法に違反)

**CHECK** 「建築基準法等未達」オプションプランの対象事故も比較的少ないものの、一事故あたりの賠償金額は**構造関係の事故と同様に高額**なものとなっております。  
 過去のお支払事例では、**約3,000万円**の保険金をお支払いしている事例もございます。

### おすすめ③ 「工事監理」オプションプラン (工事監理担保追加条項)

工事監理の業務ミスでその建物に物理的「滅失もしくは損傷」事故が発生し、建物や他人に損害を与えたとして、訴訟を提起されたときの応訴費用、訴訟の結果、法律上賠償しなければならない場合の損害、訴訟費用を補償します。

**どんなとき?** ■工事監理者として配筋検査を行ったが、設計図書と異なる配筋がなされていることを見落とした。その後、梁にクラックが発生(損傷あり)し、訴訟を受け判決で賠償責任が確定した。  
 ■施工不良によりタイルが落下し、施工者と工事監理者が訴えられる裁判となった場合の訴訟費用。

**CHECK** 2015年度に導入されたばかりのオプションプランであるにもかかわらず、ご加入者の**約4割**の方が申し込まれています。

**気になる保険料は  
右面でチェック!**

## 追加保険料※のご案内

〈2019年8月1日時点の契約内容をもとに作成〉

※2019年4月1日時点での「設計料および監理料」に基づき、**10月1日付**で中途付帯された場合の追加保険料となります。

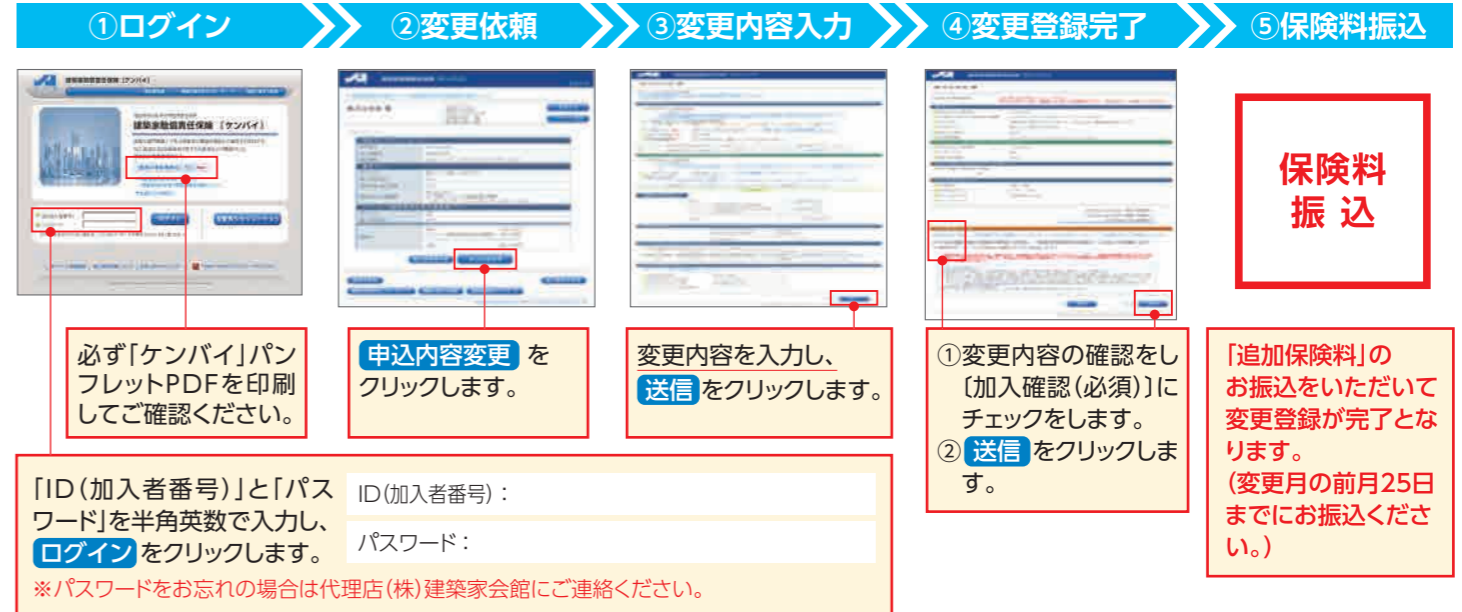
追加保険料=年間保険料×6か月/12か月

オプションプラン① 「 <b>構造基準未達</b> 」  ※P型(5,000万円) 自己負担額100万円の場合	事務所形態が「 <b>構造設計専業</b> 」の場合	
	事務所形態が「 <b>総合設計事務所</b> 」の場合	
オプションプラン② 「 <b>建築基準法等未達</b> 」		
オプションプラン③ 「 <b>工事監理</b> 」		

インターネットで簡単に中途加入(オプション追加)の手続きができます!!  
 保険料の試算(自動計算)も可能です!!


<http://kenbai.jp/>

### ◆手続きの流れ



このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

**お問い合わせ先**  
 〈取扱代理店〉 **株式会社建築家会館**  
 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-16  
 TEL. 03-3401-6281 FAX. 03-3401-8010  
 MAIL: kenchikuka\_kaikan@nifty.com  
 (受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)

〈引受保険会社〉  
 **損害保険ジャパン日本興亜株式会社**  
 団体・公務開発部第二課  
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
 TEL 03-3349-5402 / FAX 03-6388-0161  
 (受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)